

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号801)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	道路占用物件の除却の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町道路占用規則 (平成元年規則第 3 号)	
根 拠 条 項	第18条	
根 拠 条 文	<p>占有者は、法第40条の規定に基づき、占有物件を除却し、道路を現状に回復しようとするときは、あらかじめ別記第 3 号様式による道路占用物件除却工事施行承認申請書を町長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、町長が占有物件の除却工事が、道路の構造に影響を与えないと認める場合は、この限りでない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>申請書に添付する図書は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 除却工事の場所及びその付近を表示した図面 2. 除却工事の実施の方法に関する仕様書及び工程表 3. 道路の復旧の方法に関する仕様書、図面及び工程表 4. その他町長が必要と認める書類及び図面 <p>道路法 第40条 第 1 項 第四十条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設 (以下これらを「占有物件」という。) を除却し、道路を原状に回復しなければならない。但し、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。 第 2 項 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号： 0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号802)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	道路占用料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町道路占用料徴収条例 (平成 9 年条例第16号)	
根 拠 条 項	第 6 条	
根 拠 条 文	町長は、次の各号のいずれかに該当する占用については、申請に基づき占用料を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	減免対象 (1) 街路灯施設のための占用 (2) 公衆の利便に寄与する掲示板その他の物件のための占用 (3) 道路の環境美化に寄与する花壇その他の物件のための占用 (4) その他町長が特別の理由があると認めた占用	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号： 0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号803)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	道路愛護事業補助金交付の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町道路愛護事業補助金交付規則 (昭和63年規則第 1 号)	
根 拠 条 項	第 6 条第 1 項及び第 2 項	
根 拠 条 文	<p>第 1 項 町長は前条の申請書の提出があったときは、その内容を調査し、別記第 3 号様式の補助金交付算定表を作成して、補助金の交付額を決定する。</p> <p>第 2 項 町長は、補助金の額を決定したときは、厚岸町公用文例 (昭和25年訓令第 1 号) に定める様式による指令書をもって当該組合に対し交付決定通知をしなければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>申請書に添付する図書は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業計画書 (第 4 条第 1 項) (別記第 1 号様式) 2. 内訳書 (第 4 条第 1 項) 3. その他必要と認める書類 (第 4 条第 1 項) <p>対象事業 (第 3 条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第 2 条第 3 号に掲げる事業 <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、散水、除雪、並木の手入れ、木橋の小修理、路上の排水、草刈り、路肩の整正、側溝の清掃不陸均し、砂利敷き等 <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可 (交付) する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合 	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号： 0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号804)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	普通河川管理者以外の河川工事又は普通河川の維持の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町普通河川管理条例 (平成12年条例第22号)	
根 拠 条 項	第 5 条	
根 拠 条 文	<p>普通河川管理者以外の者は、あらかじめ、この条例に基づく規則の定めるところにより、普通河川管理者の承認を受けて、河川工事又は普通河川の維持を行うことができる。ただし、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持については、普通河川管理者の承認を受けることを要しない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>承認申請手続き (施行規則第 3 条) 条例第 5 条の承認を受けようとする者は、工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画を記載した承認申請書を提出しなければならない。</p> <p>原因者の費用負担 (条例第19条) 第 5 条、第 6 条及び第12条の規定により普通河川管理者以外の者が行う河川工事又は普通河川の維持に関する費用は、当該河川工事又は普通河川の維持を行う者が負担しなければならない。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可 (承認) する。 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号： 0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号805)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	普通河川における行為の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町普通河川管理条例 (平成12年条例第22号)	
根 拠 条 項	第 8 条	
根 拠 条 文	普通河川において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、この条例に基づく規則の定めるところにより、普通河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、普通河川管理者が指定した行為を除く。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>申請又は届出の手続き (施行規則第 4 条)</p> <p>第 1 項 条例第 8 条の許可若しくは条例第10条の承認の申請又は条例 9 条第 1 項若しくは条例第11条第 2 項の届出は、別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までによる申請書又は届出書を提出して行うものとする。</p> <p>第 2 項 前項の申請書又は届出書には、別表に定める図書を添付するものとする。</p> <p>許可の同時申請 (施行規則第 5 条)</p> <p>条例第 8 条の規定による許可を受けて一の行為を行おうとする場合において、当該行為又はこれに関連する行為についてこの規定による他の許可を必要とするときは、これらの許可の申請は、同時に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。</p> <p>1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第77号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号806)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	普通河川の権利譲渡の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町普通河川管理条例 (平成12年条例第22号)	
根 拠 条 項	第10条	
根 拠 条 文	第8条第1号、第2号又は第4号の許可に基づく権利は、あらかじめ、この条例に基づく規則の定めるところにより、普通河川管理者の承認を受けなければ譲渡することができない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>申請又は届出の手続き (施行規則第4条)</p> <p>第1項 条例第8条の許可若しくは条例第10条の承認の申請又は条例第9条第1項若しくは条例第11条第2項の届出は、別記第1号様式から別記第4号様式までによる申請書又は届出書を提出して行うものとする。</p> <p>第2項 前項の申請書又は届出書には、別表に定める図書を添付するものとする。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可 (承認) する。</p> <p>1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	30日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	20日 (機関名： 釧路財務事務所)
	処 分 機 関	10日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号807)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	流水占用料等の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町普通河川管理条例 (平成12年条例第22号)	
根 拠 条 項	第22条	
根 拠 条 文	町長は、次の各号の一に該当するときは、流水占用料等を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>減免対象</p> <p>(1) 国、道又は市町村等が収益を目的としない事業のためにするとき。</p> <p>(2) 公共団体において緑地、ため池、公園、火葬場、墓地又はじんかい捨場の用に供するとき。</p> <p>(3) その他特別の事情があると認めるとき。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可 (減免) する。</p> <p>1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7 日 (機関名：建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号808)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	都市公園内の制限行為の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町都市公園条例 (昭和53年条例第 7 号)	
根 拠 条 項	第 3 条第 1 項	
根 拠 条 文	公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町都市公園条例 第 3 条 第 1 項の各号 (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること (3) 興業を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>第 2 項 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>第 4 項 町長は、第 1 項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第 1 項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>厚岸町都市公園条例施行規則 (許可申請書の提出期限) 第 2 条第 1 項 (1) 行為の許可を受けようとするとき、又は当該許可を変更しようとするときは、行為を開始しようとする 5 日前</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	5 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号： 0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号809)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	行為許可の特例	
根 拠 法 令 名	厚岸町都市公園条例 (昭和53年 3 月27日 条例第 7 号)	
根 拠 条 項	第 4 条	
根 拠 条 文	法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第 1 項又は第 3 項の許可を受けることを要しない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>都市公園法 第 6 条 第 1 項 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 第 3 項 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例 (国の設置に係る都市公園にあつては、政令) で定める軽易なものであるときは、この限りでない。</p> <p>厚岸町都市公園条例 第 3 条 第 1 項の各号 (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること (3) 興業を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。 第 3 項 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>次に掲げるもののいずれかに該当しない場合に許可する。 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合の確認を要する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	5 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号： 0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号810)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	都市公園使用料の前納	
根 拠 法 令 名	厚岸町都市公園条例 (昭和53年条例第 7 号)	
根 拠 条 項	第14条	
根 拠 条 文	町長は、必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を前納させることができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>条文中、必要があると認めるとき。</p> <p>参考として、使用料の納期は、 厚岸町道路占用料徴収条例 第3条 占用料は、次の各号に定めるところにより納入しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、占用料を分割し、又は納期を延長して納入させることができる。</p> <p>(1) 占用の期間が1年未満のときは、占用許可の日から10日以内に町長の指定した期日</p> <p>(2) 占用の期間が1年以上のときは、その初年度については前号の規定によるものとし、次年度以降の分については当該年度の4月中において町長の指定する期日を準用し、使用者と協議する。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	一日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	一日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号811）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年 2月13日作成

処 分 名	都市公園使用料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町都市公園条例（昭和53年条例第7号）	
根 拠 条 項	第15条	
根 拠 条 文	町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>厚岸町都市公園条例施行規則 第7条（使用料の減免）</p> <p>第1項 条例第15条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由及びその金額を記載した文書を提出しなければならない。</p> <p>第2項 条例第15条に規定する公益上その他特別な理由があると認めるときとは、次の各号の一に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 国、地方公共団体又は公共的団体が、公用又は公益上の目的で使用又は占用するとき。</p> <p>(2) 営利を目的としない使用又は占用で、町長が特別な理由があると認めるとき。</p> <p>その他として、特認事項に関する要綱（平成26年訓令第25号）の「特別な理由」の検討。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5日（注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	5日（機関名： 建設課 ）
所 管 部 署	建設課管理維持係（電話番号：0153-52-3131 内線272、273）	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号812)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	公園使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町公園条例 (昭和54年条例第25号)	
根 拠 条 項	第 3 条第 1 項	
根 拠 条 文	公園の一部又は全部を独占的に使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>申請書記載内容 (第 3 条第 2 項)</p> <p>(1) 行為の目的 (2) 行為の期間 (3) 行為を行う場所又は公園施設 (4) 行為の内容 (4) その他町長の指示する事項</p> <p>第 3 条第 3 項 町長は、第 1 項の行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。</p> <p>厚岸町公園条例施行規則 (許可申請) 第 2 条第 1 項 条例第 3 条第 2 項の規定による申請書 (別記第 1 号様式) の提出期限は、行為を開始しようとする 5 日前までとする。</p> <p>次に掲げるものに該当しない場合に許可する。 1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号の暴力団及び同条第 6 号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	5 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号： 0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号813)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	公園使用料の減免	
根 拠 法 令 名	厚岸町公園条例 (昭和54年条例第25号)	
根 拠 条 項	第 5 条 第 2 項	
根 拠 条 文	前項の使用料は、町長が公益の用に供するとき、又はその他特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	厚岸町公園条例施行規則 (使用料の減免) 第 7 条 第 1 項 条例第 5 条 第 2 項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする理由及びその金額を記載した文書を提出しなければならない。 第 2 項 条例第 5 条 第 2 項に規定する公益上その他特別な理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに掲げる場合をいう。 (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が、公用又は公益上の目的で使用又は占有するとき。 (2) 営利を目的としない使用又は占有で、町長が特別な理由があると認めるとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	5 日 (注：土曜日、日曜日及び祝祭日は含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	5 日 (機関名： 建設課)
所 管 部 署	建設課管理維持係 (電話番号：0153-52-3131 内線272、273)	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号814)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅入居者の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町町営住宅管理条例 (平成9年厚岸町条例第17号)	
根 拠 条 項	第8条	
根 拠 条 文	<p>前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者の町営住宅の入居者の可否について決定し、その旨を入居の申込みをした者に対し、文書により通知するものとする</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者</p> <p>2 町長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の設定難しい者については、公開抽選により入居者を決定する。</p> <p>4 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人又は心身障害者で町長が定める要件を備えている者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項及び第3項の規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	40日 (日曜日、土曜日及び祝日を含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	1日 (機関名：町営住宅入居者選考委員会)
	処 分 機 関	39日 (機関名：建設課契約管財係)
所 管 部 署		
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号815)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅同居の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例 (平成9年厚岸町条例第17号)	
根 拠 条 項	第13条第1項	
根 拠 条 文	<p>(同居の承認)</p> <p>第13条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 町長は、前項に規定する入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(同居の承認)</p> <p>第9条 入居者は、条例第13条の規定により町長の承認を得ようとするときは、別記第8号様式によるものとし、次に掲げる書類を付して申請しなければならない。</p> <p>(1) 同居しようとする者の所得を証する書類</p> <p>(2) 同居しようとする者が入居者の親族であることを証する書類</p> <p>(3) 同居しようとする者に係る別記第1号様式の2の同意書</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>2 町長は、入居者から前項の申請を受理したときは、その申請に相応の理由があると認めるときは承認する旨を、その申請に理由がないと認めるときは不承認理由を示して承認しない旨を別記第9号様式で当該入居者に通知するものとする。</p>	
標 準 処 理 期	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日を含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日
	処 分 機 関	7日 (機関名： 建設課契約管財係)
所 管 部 署	建設課契約管財係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号816）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅入居の承継	
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例（平成9年厚岸町条例第17号）	
根 拠 条 項	第14条第1項	
根 拠 条 文	<p>（入居の承継）</p> <p>第14条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>2 町長は、前項に規定する引き続き居住することを希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>第10条 条例第14条の規定により町長の承認を得ようとする町営住宅の同居者は、別記第10号様式によるものとし、次に掲げる書類を付して引き続き当該町営住宅に入居したい旨を申請しなければならない。</p> <p>(1) 入居者が死亡し、又は退居したことを証する書類</p> <p>(2) 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族の所得を証する書類</p> <p>(3) 承認を得ようとする者及び当該承認を得ようとする者と現に同居し、又は同居しようとする親族に係る別記第1号様式の2の同意書</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：建設課契約管財係）
所 管 部 署	建設課契約管財係	
備 考		

様式2 (行政手続条例適用：個票番号817)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅家賃の減免又は執行猶予	
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例 (平成9年厚岸町条例第17号)	
根 拠 条 項	第17条	
根 拠 条 文	<p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第17条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。</p> <p>(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日を含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名： 建設課契約管財係)
所 管 部 署	建設課契約管財係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号818）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅敷金の減免又は執行猶予	
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例（平成9年厚岸町条例第17号）	
根 拠 条 項	第20条第2項	
根 拠 条 文	<p>（敷金）</p> <p>2 町長は、第17条各号に掲げる特別の事情があると認める場合は、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して町長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。</p> <p>(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：建設課契約管財係）
所 管 部 署	建設課契約管財係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号819）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅の住宅以外の用途使用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例（平成9年厚岸町条例第17号）	
根 拠 条 項	第28条	
根 拠 条 文	第28条 入居者は、町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、当該町営住宅の一部を住宅以外の用途に使用することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	(1) 原状に復することが困難な程度の改造をとまなうとき。 (2) 他の入居者の居住に支障があると認めるとき。 (3) 営業を目的とするとき	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：建設課契約管財係）
所 管 部 署	建設課契約管財係	
備 考		

様式2（行政手続条例適用：個票番号820）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅の模様替え又は増築の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例（平成9年厚岸町条例第17号）	
根 拠 条 項	第29条第1項	
根 拠 条 文	第29条 入居者は、町営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において町長の承認を得たときは、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	(1) 原状に復することが困難な程度の改造をとまなうとき。 (2) 他の入居者の居住に支障があると認めるとき。 (3) 営業を目的とするとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：建設課契約管財係）
所 管 部 署	建設課契約管財係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号821)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	町営住宅の社会福祉事業等への使用許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例 (平成9年厚岸町条例第17号)	
根 拠 条 項	第44条第1項	
根 拠 条 文	第44条 町長は、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が町営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。	
審 査 基 準 の 内 容	公営住宅法第45号第1項の事業等を定める省令 (公営住宅法第45条第1項の事業) 第1条 公営住宅法(以下「法」という。)第45条第1項に規定する厚生労働省・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業(次条において「児童自立生活援助事業」という。)又は同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業(次条において「小規模住居型児童養育事業」という。) 2 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に規定する共同生活援助(次条において「共同生活援助」という。)を行う事業 4 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)第8条第2項第2号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業(地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。)	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名： 建設課契約管財係)
所 管 部 署	建設課契約管財係	
備 考	本件については、先例がなく、地域住民の理解、同意取り付けに最も時間がかかると想定するため、具体的な処理日数の設定は難しい。	

様式2（行政手続条例適用：個票番号822）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	町営住宅敷地の目的外使用の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町住宅管理条例（平成9年厚岸町条例第17号）	
根 拠 条 項	第57条	
根 拠 条 文	<p>（敷地の目的外使用）</p> <p>第57条 町長は、町営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	規則の定めるところにより・・・特に規定なし	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日（ ）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	日（機関名： ）
所 管 部 署	建設課契約管財係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号823)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 2 7 年 2 月 1 3 日作成

処 分 名	きのこ生産者住宅入居者の決定	
根 拠 法 令 名	厚岸町菌床きのこ住宅条例 (平成10年厚岸町条例第37号)	
根 拠 条 項	第5条2項	
根 拠 条 文	2 町長は、前項の入居申込書の提出があったときは、その入居の可否について決定し、その旨を当該者に通知するものとする。	
審 査 基 準 の 内 容	(入居者の選考) 第4条 条例第5条第2項に規定する可否の決定については、町長が必要に応じ庁内に組織する生産者住宅入居者選考委員会を設け、その意見を聴くものとする	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日を含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名： 建設課契約管財係)
所 管 部 署	建設課契約管財係	

様式2（行政手続条例適用：個票番号824）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	きのこ生産者住宅同居の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町菌床きのこ住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	
根 拠 条 項	第7条1項	
根 拠 条 文	<p>（同居の承認）</p> <p>第7条 生産者住宅の入居者は、当該生産者住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。</p>	
審 査 基 準 の 内 容	<p>（同居の承認）</p> <p>第8条 入居者は、条例第7条の規定により町長の承認を得ようとするときは、別記第8号様式によるものとし、次に掲げる書類を付して申請しなければならない。</p> <p>(1) 同居しようとする者の所得を証する書類</p> <p>(2) 同居しようとする者が入居者の親族であることを証する書類</p> <p>(3) 同居しようとする者に係る別記第1号様式の2の同意書</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：建設課契約管財係）
所 管 部 署	建設課契約管財係	

様式2 (行政手続条例適用：個票番号825)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	きのこ生産者住宅家賃の減免又は執行猶予	
根 拠 法 令 名	厚岸町菌床きのこ住宅条例 (平成10年厚岸町条例第37号)	
根 拠 条 項	第9条	
根 拠 条 文	(家賃の減免又は徴収猶予) 第9条 町長は、生産者住宅の入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長が定めるところにより家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。	
審 査 基 準 の 内 容	(1) 生活に困窮しているとき。 (2) 長期の疾病にかかっているとき。 (3) 災害により著しい損害を受けたとき。 (4) 前3号に準ずる特別の事情があるとき	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日を含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名： 建設課契約管財係)
所 管 部 署	建設課契約管財係	

様式2（行政手続条例適用：個票番号826）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	きのこ生産者住宅敷金の減免又は執行猶予	
根 拠 法 令 名	厚岸町菌床きのこ住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	
根 拠 条 項	第12条第2項	
根 拠 条 文	2 町長は、生産者住宅の入居者又は同居者が第9条各号のいずれかの規定に該当するときは、町長が定めるところにより敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。	
審 査 基 準 の 内 容	(1) 生活に困窮しているとき。 (2) 長期の疾病にかかっているとき。 (3) 災害により著しい損害を受けたとき。 (4) 前3号に準ずる特別の事情があるとき	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名： 建設課契約管財係）
所 管 部 署	建設課契約管財係	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号827)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 13 日作成

処 分 名	きのこ生産者住宅の住宅以外の用途使用の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町菌床きのこ住宅条例 (平成10年厚岸町条例第37号)	
根 拠 条 項	第16条第6項	
根 拠 条 文	6 生産者住宅の入居者は、生産者住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	<p>2 条例第16条第6項の規定により生産者住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとする者は、別記第15号様式により町長に申請しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、別記第16号様式によりその使用を承認するものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、これを承認することができない。</p> <p>(1) 原状に復することが困難な程度の改造を伴うとき。</p> <p>(2) 他の入居者の居住に支障があると認めるとき。</p> <p>(3) 営業を目的とするとき。</p>	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日 (日曜日、土曜日及び祝日を含まない。)
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	7日 (機関名： 建設課契約管財係)
所 管 部 署	建設課契約管財係	

様式2（行政手続条例適用：個票番号828）

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成27年2月13日作成

処 分 名	きのこ生産者住宅の模様替え又は増築の承認	
根 拠 法 令 名	厚岸町菌床きのこ住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号）	
根 拠 条 項	第16条第7項	
根 拠 条 文	7 生産者住宅の入居者は、生産者住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において町長の承認を得たときは、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	4 条例第16条第7項の規定により生産者住宅を模様替えし、又は増築しようとする者は、別記第17号様式により町長に申請しなければならない。 5 町長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、別記第18号様式によりその使用を承認するものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、これを承認することができない。 (1) 原状に復することが困難な程度の改造を伴うとき。 (2) 他の入居者の居住に支障があると認めるとき。 (3) 営業を目的とするとき。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	7日（日曜日、土曜日及び祝日を含まない。）
	経 由 機 関	日（機関名： ）
	協 議 機 関	日（機関名： ）
	処 分 機 関	7日（機関名：建設課契約管財係）
所 管 部 署	建設課契約管財係	

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号829)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 9 日作成

処 分 名	都市計画公聴会公述人の発言の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町都市計画公聴会規則 (昭和44年厚岸町規則第 4 号)	
根 拠 条 項	第 7 条第 1 項	
根 拠 条 文	公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。	
審 査 基 準 の 内 容	今まで公聴会が開かれたことはなく、又、議長の判断になるため 審査基準は定めない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課土木都市計画係	
備 考		

様式 2 (行政手続条例適用：個票番号830)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

平成 27 年 2 月 9 日作成

処 分 名	都市計画公聴会代理人の陳述の許可	
根 拠 法 令 名	厚岸町都市計画公聴会規則 (昭和44年厚岸町規則第 4 号)	
根 拠 条 項	第 8 条	
根 拠 条 文	公述人は代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。	
審 査 基 準 の 内 容	今まで公聴会が開かれたことはなく、又、議長の判断になるため審査基準は定めない。	
標 準 処 理 期 間	総 期 間	日 ()
	経 由 機 関	日 (機関名：)
	協 議 機 関	日 (機関名：)
	処 分 機 関	日 (機関名：)
所 管 部 署	建設課土木都市計画係	
備 考		